

## 社会福祉法人石川県社会福祉事業団の役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等に対し、次の表に定める勤務実態に応じて必要な報酬を支給する。

役職名		勤務実態と必要な報酬
役員	常勤理事	事業団職員を兼任し、事業団経営に常時あたる理事長、常務理事及び常勤理事には、報酬として役員手当を支給する。
	非常勤理事	理事会、評議員会に出席した日、事業団業務のために出勤した日は、報酬を支給する。
	非常勤監事	監査業務に従事した日、理事会、評議員会に出席した日、事業団業務のために出勤した日は、報酬を支給する。
評議員		評議員会に出席した日、事業団業務のために出勤した日は、報酬を支給する。

2 常勤理事の報酬の額は、次の表に定めるとおりとする。

役職名	役員手当（月額）
理事長	80,000円
常務理事	60,000円以内で理事長が定める額
理事	20,000円

3 非常勤役員等の報酬の額は、次の表に定めるとおりとする。

#### (1) 理事

勤務区分	報酬の額
理事会、評議員会への出席（半日）	10,000円
事業団業務のための出勤（2時間未満）	5,000円

#### (2) 監事

勤務区分	報酬の額
監査業務への出席（1日）	20,000円
理事会、評議員会への出席（半日）	10,000円
事業団業務のための出勤（2時間未満）	5,000円

(3) 評議員

勤務区分	報酬の額
評議員会への出席（半日）	10,000円
事業団業務のための出勤（2時間未満）	5,000円

4 理事及び監事に対して、一人あたりの各年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。また、評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

(費用の支給方法)

第3条 役員等が出張する場合は、事業団旅費規程に基づいて、旅費を支給する。  
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 職員としての報酬に合わせて毎月21日に銀行振込で支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 新たに常勤理事となった者の就任した月の報酬は、支給しない。
- (3) 常勤理事が退任した月の報酬は、全額支給する。

2 非常勤役員等の報酬等は、第2条の勤務実態に応じて、翌月10日までに銀行振込で支給する。

(公表)

第5条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。